

ひと
女ひと
男

男女が共に生きるメッセージ



パートナーシップ

問合せ先 企画課男女共同参画推進係 ☎72-2111内線222

小郡市男女共同参画推進条例

市は、平成 20 年 4 月に男女共同参画推進条例を施行し、男女の人権が尊重され、自分らしくいきいきと生活できるまちづくりに取り組んでいます。この条例に掲げられている 6 つの基本理念を紹介します。

男女の人権の尊重

- ・尊厳が重んじられ、人権が尊重される
- ・性別によって差別されない
- ・能力を発揮する機会を確保される

社会の制度や慣行についての配慮

- ・あらゆる分野で、固定的な性別役割分担などを反映した制度や慣行に制限されない
- ・自らの意思と責任の下に活動を選択できる

政策等の立案・決定への参画

- ・男女が社会の対等な構成員であること
- ・政策、方針の立案や決定に男女が参画する機会が確保される

家庭生活と他の活動の両立

- ・子育てや介護、家事などの家庭生活が、男女相互の協力と社会の支援の下に行われること
- ・家庭生活と社会活動が両立できること

性と生殖に関し
健康的な生活を営む権利の尊重

- ・男女が平等な関係の下、互いの性・生殖に関し相互に理解を深めること
- ・生涯にわたり安全な環境の下で健康的な生活を営めること

国際的協調

- ・男女共同参画の取組が、国際社会と協調して行われること



〈DVやデートDV、その他の悩みの相談窓口を紹介します〉



おごおり女性ホットライン ☎092-513-7337

月～金曜日／午前10時～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)

配偶者や恋人からの暴力についての相談のほか、セクシュアル・ハラスメントや仕事、地域、家庭のことなどさまざまな悩みに、専門の相談員が対応します。



配偶者や恋人からの暴力に悩んでいませんか？
ひとりで悩まずに相談してください。



福岡県あすばる女性相談
ホットライン

☎092-584-1266 午前9時～午後5時
金曜(祝日除く)のみ午後6時～8時30分も相談できます(8月13～15日除く)

福岡県配偶者からの
暴力相談電話

☎092-663-8724
月～金曜 午後5時～午前0時、土日祝日 午前9時～午前0時

北筑後保健福祉環境事務所
(DV相談専用電話)

☎0942-34-8111
月～金曜(祝日除く) 午前8時30分～午後5時15分

※上記は全て、12月29日～1月3日を除きます

※緊急の場合は、最寄りの警察署(小郡警察署☎73-0110)、または110番に連絡してください